自衛隊は憲法違反　大看板、完成！

4月23日（土）は、とても暑い日でした。九条の丘に集合して、7人で前回4月9日に立てた8枚の看板を補強する作業を行いました。46年前に建てられた旧看板の土台から出ている支柱の中で、痛んでしまったものを取り替え、継ぎ足す作業です。力仕事ではなかったので、暑さの中でも何とか終わらせることが出来ました。午前中で看板の補給作業も終わり、更新作業が完了しました。

昨年6月26日に作業用の階段用手摺りの設置からスタートし、19回の作業をへて、ついに完成しました。1976年の建立時には今回そのまま使用したコンクリートの土台からつくったのですから、さぞや大変な作業だったことでしょう。高塚惣一郎さん、深谷喜八さん、宮澤昭さん、川井弘喜さんらの熱い思いが今も伝わってくるようです。「自衛隊は憲法違反」を高く掲げてこれからも進んでいきましょう。

百里の会

自衛隊は憲法違反

第21号　2022年5月25日

一般社団法人
百里の会
茨城県水戸市見川 5-127-281
Tel 080-9457-6381
E-mail hyakurip@gmail.com
HP　https://hyakurip.web.fc2.com

百里基地反対連絡協議会の思い出

1．誕生までの背景

18年間の審理を終えた「自衛隊は憲法違反の百里裁判」は、1977年2月17日水戸地方裁判所で第1審判決が下りました。内容は自民党政府の憲法解釈に基づき、自衛のための戦力保持は9条に違反しないというものでした。そして自衛の為かどうかはその時々の軍事技術の水準などによって変わるとして判断をしませんでした（統治行為論）。憲法の平和主義を真っ向から否定するひどいものでした。

判決当日、池田真規弁護士がこれからの裁判闘争は地元で統一した組織がつくられないと困難であると、強く訴えていました。

当時全国の大衆運動は、社会党・総評ブロックと共産党ブロックに二分されていました。特に平和運動・原水禁運動・農民運動では顕著でした。この点に関して百里のたたかいではいくつかの特徴があります。

一つ目は、当初から百里のたたかいの中心であった百里基地反対期成同盟の信戸智利雄委員長（社会党）が1964年9月に自らの土地を防衛庁に売り渡し「同盟」を解散しました。マスコミは百里闘争は終わったと書き立て、県労連・社会党は一時後退しますが10月には現在の百里基地反対同盟が再建されます。12月には自由法曹団の呼びかけで東京から支援団体（アジアアフリカ連帯委員会・平和委員会などが中心でした）が基地調査に百里に来ます。迎え入れた百里農民は、誘導路を「くの字」に曲げている土地を全国の人々に提供します。支援団体は1965年に百里基地懇談会をつくり、一坪運動を起こします（1980年代初めに沖縄でもこの経験が活かされました）。注目すべきはこのとき「懇談会」という名称にしたことにあります。それは先々を見通して各政党・団体、個人が幅広く参加できるように固定した組織にせず、あえて「懇談会」としたのです。以後、今の百里基地反対連絡協議会がつくられる1978年まで支援団体の母体となります。そして、東京の千代田区労協、豊島区労協、練馬区労協などが百里支援決議をし、茨城でも自治労青年部が百里調査・学習会を開きます。1973年には県労連も大会で百里闘争支援決議をし、1975年には社会党・県労連が中心となり百里基地反対連絡会議がつくられ百里闘争に参加します。

二つ目は、総評は農民の米価闘争など農民の生活と農業を守るたたかいを支援する中央労農会議をつくりました。茨城でも農協労連、全農林、自治労連などの組合と共産党系とみられていた全日農県連が茨城県労農会議を結成し、百里のたたかいを支援していきます。このように支援を受けて、茨城でも滑走路はつくられましたがそれ以上、基地を拡張させないという9条の平和精神を守る土台がつくられていきました。

三つ目は県労連本部のある労働福祉会館に全日農県連の本部が同居していたという特殊事情がありました。隣の建物は社会党県連の本部もあり、私たちは日常的に社会党・県労連の人たちとお付き合いしていたのです。他県では見られない茨城ならではの特徴です。この事は過日、5月11日に亡くなった下山田虎之介全日農県連会長の党派を超えたユニークな大衆性によるものです。

このような状況を背景に、百里のたたかいに統一組織をという百里弁護団のよびかけに、党派を超えて各団体、社会・共産両党の相談が始まりました。そして、事務局ではなく連絡・世話役を全日農県連（現在の農民運動県連）が預かったのです。準備会には当初、百里基地反対同盟・百里弁護団・県労連・全日農県連・平和擁護県民会議・県平和委員会・社会党・共産党の8団体でした。このように水戸地裁判決後動き出したのですが、1977年夏に参議院選挙があり選挙後に取り組むこととなり、翌年の2月11日の百里初午まつりが終わった後から話し合いがはじまりました。

2．どのように統一組織はつくられていったのか

各組織の担当者は次の方々でした。反対同盟は宮沢委員長・深谷事務局長、弁護団は必要に応じて出席。県労連は山形定光常任幹事でしたが松崎さんが出席。平和委員会は松本昭さん、平和擁護県民会議は小林啓一事務局長、共産党は山田節夫さん（後に藤代武さん）、社会党は根本巌さん、全日農は伊達というメンバーでした。話し合いは新しい組織のあり方、どんな運動をするのか。加入団体、名称、役員、財政問題をどうするかなど多岐にわたりました。

まず、統一組織を1978年10月から始まる東京高裁の公判が始まるまでにつくることを申し合わせました。組織の性格としては、代表・事務局長などの役員は置かず全会一致とする。事務局長は置かないが事務

的な仕事は全日農（伊達）が行う。名称も「共闘会議」ということではなく「百里基地反対連絡協議会」とする。その意味するところは、共闘組織のようにまず要求を掲げ、それを実現するために加盟組織の意志統一を図るというものではなく、各加盟組織がお互いに主義・主張を認め合い意見が一致したことを運動化するというところにあります。

どうしても意見が一致せず統一した意見が必要な場合は、あくまで支援組織ということで反対同盟の意見に従うとしたのです。

このような話し合いのなかから1978年9月に百里基地反対連絡協議会が百里弁護団の要請に応えてつくられました。

３．どんな運動から始まったのか

結成された「百里連協」がはじめに取り組んだのは、10月から始まる東京高裁の公判にむけて、県内の主要駅頭・地域でチラシを配布することでした。

社会党・共産党・県労連・全日農県連などが統一して宣伝行動をするということは、茨城の平和運動において終戦直後は別として画期的なことでした。

引き続き高裁への公判傍聴には茨城から毎回20～30人で、東京勢と合わせて50人以上となりました。

４．新一坪運動で財政を支える

さて、運動には資金が必要です。そこで打ち出されたのが新一坪運動でした。場所は滑走路を挟んで初午まつりが行われる「くの字」の反対側にある射撃場山（今の9条の丘）です。戦前農民が戦闘機の銃撃訓練の目標のためにつくられた人工の15mほどの山です。所有者は百里農民、高塚総一郎・川井弘喜・川井亘・深谷喜八さん4人と渡辺良夫弁護士さんの5人の共有地、約1400坪です。

この土地を新一坪地主に開放してもらい、連協加盟の各団体がそれぞれ一坪地主の賛同者を募ったのです。約600名の新しい一坪地主が誕生し運動資金としたのです。

５．お互いの立場を尊重することと運動の前進

百里基地反対のたたかいは裁判闘争の31年間、その後今日まで33年間と60年間以上経過しています。このような永きにわたる自衛隊は憲法違反のたたかいはありません（米軍基地問題では沖縄は百里より長い）。百里弁護団も裁判が終わった時、解散せず最後まで百里農民とたたかい続けると声明したのです。最後に相互尊重と運動について記しておきます。

一つは、1989年最高裁の判決で百里裁判が終わると、待ってましたとばかり翌年から、百里基地で日米合同軍事訓練が行われました。連協として行動を起こせませんでした。1984年の10・21百里基地包囲の5000人集会も統一して取り組めませんでした。

また、1994年に社会党の村山内閣が誕生し安保・自衛隊を認めました。これでは百里の自衛隊反対のたたかいは出来ません。

当時、平和擁護県民会議の小林啓一事務局長が苦渋の選択として「伊達さん、県民会議は「連絡協議会」は脱退しませんが、一緒に運動ができないので百里初午まつりに参加できないのでよろしく頼みます」と言ってきました。「小林さんの大変な事よくわかりますよ」と言って了解しました。2年後に村山内閣が崩壊した後、「小林さん、初午まつりに参加してくださいよ」と言ったのです。小林さんは、みんなに罵倒されるんじゃないかと渋っていましたが、そんなことはさせませんからといって参加してもらいました。

連協は労働組合のように意志統一を図り断固としてたたかうという組織ではありません。お互いの立場を認め合う組織です。それだけに長所もあります。長きにわたって労働運動が停滞していますが、この間一般市民は平和・環境・生活などの問題に立ち上がってきました。それぞれの職場・地域で若者から年寄りまで少人数のグループは数えきれないほど多く運動に携わってきています。9条の会が全国で8000近くもつくられ“9条守れ”の一点で運動しているのはその例ではないでしょうか。

連協のようにお互いの立場を認め合う運動体は、現在の一般市民の運動とマッチするものがあります。連協はあらゆる団体・個人に賛同を呼びかけられる組織的長所を持っています。

軍事基地は人を殺す訓練をする所であり、そのための武器弾薬が貯蔵されています。基地がなくなれば戦争は出来ません。そこには平和主義の日本国憲法の存在が輝きます。誘導路を「くの字」に曲げている平和公園には憲法9条が活きて輝いています。百里農民の平和なこころが宿っています。9条改悪の政治状況が広まる今日、百里のたたかいを広めることがいっそう大切に思われます。

（2022年5月24日　伊達郷右衛門）

百里で始めた開拓生活　（その6）

梅沢　優　（百里基地反対同盟・百里の会）

戦争の跡地に生まれ、幼い頃から生き残りの話を聞いてきましたが、自分が何をしたかを語る人はいませんでした。畑に沢山あった爆弾の破片や小遣いになった12.5mmの機銃弾も、もう見ることはできません。断片的に聞いた状況だけでの戦争ですが、今語り継がなければ若い人の保守化はまだまだ続きます。若い人は白黒映像の戦争しか知る事ができないでしょうが、現実には今見るような状況下で空襲があり爆撃がここであったのです。母からは、アメリカの機銃掃射による曳光弾や爆弾の穴、自宅近くに降ってきた日本兵の話を聞きました。パレスチナや中東そしてNATOによる8,000回近い空爆を受けたリビアの人々の恐怖、B29の空爆を受けた水戸や艦砲射撃を受けた日立の恐怖は、平時に暮らす私達には計り知れないものがあると思います。

ここ数年、戦争を知る人が少なくなるのを待っているかの様に私達の国は年々キナ臭くなっています。

侵略性を露わにした殴り込み部隊のオスプレイが百里に飛来したなどに象徴される攻撃性は、政治の場でも敵基地攻撃能力を自衛反撃能力と言い換えるなど、ミサイルや海兵隊類似部隊による先制攻撃による侵略の言い訳が、個別的自衛権から発生しているのは「敵が攻めてくるから」というヒトラーのやり方と相似していると思います。

私は農民ですが、全国の農家に対する予算の2倍を防衛予算に使うなど、どこを向いているのかとも思う軍備の拡大は、戦争する国造りを目指す人達の一定の方向性です。造られた物は消費されなければ、それ以上売れません。爆弾や建造物を消費破壊するために他国にまで戦争を輸出し、人々の命と引き換えに利潤を上げようとする輩と共に、集団的攻撃権まで制定した国を変革しなければ自身の命や子供達の命をも守れないでしょう。

平和ボケという人達がいますが、彼らこそ私達を戦争にいざなう一翼です。長く平和が続くという事は決してボケている訳ではなく、いまある平和を壊す言動に敏感に反応し、対応できる下地を造る社会変革の過程にあると思っています。76年も戦死者を出していない我国が海外派兵などより、国際貢献に血を流せなどとアメリカから言われる所以はありません。

今や彼達の言う「国際社会」は少数派に向かっています。「軍事バランス」による平和という前世紀の遺物は、21世紀を生きる人々には全く不必要かつ無意味であり、本当の平和とは異質です。平和を目指すとのたまう自衛隊は平和になれば不必要となりますから、存在価値を失う事は彼達自身も良く知っており、保身の為にはヒトラー由来の方法で対処してきます。マッカーサーに「日本人は12才」と言われた私達は流されてしまうのでしょうか。

今こそ憲法を前面に押し出し、その平和主義をもって対処すべきです。憲法前文こそ世界をリードする規範と言えるでしょう。そこにある「話し合い」こそ唯一の手段です。今、国力を図る様々な統計が世界でなされていますが、軍事力を勘案することは少なくなっています。国民がいかに安心して暮らせることこそ私達が目指す方向でしょう。

（終わり）

＊茨城AALA会報　179号　2021年9月1日より転載

戦争のための権利侵害許さぬ

茨城・百里基地反対同盟　梅沢　優さん

百里基地に向かって立てられた「自衛隊は憲法違反」の看板（百里基地反対同盟ホームページから）

「自衛隊は憲法違反」の看板や監視塔の撤去ではない政権が強行を狙う米軍・自衛隊基地周辺住民を調査・監視し運動を規制する「土地利用規制法案」の危険性について、航空自衛隊百里基地（茨城県小美玉市）の反対運動にとりくむ百里基地反対同盟の梅沢優さん（71）に聞きました。

◇

私たちは百里基地の反対運動を半世紀以上続けてきました。土地利用規制法で真っ先に狙われるのは、こうした住民運動であり、住民が反対闘争を展開しました。

64年に結成された百里基地反対同盟は、基地内の土地を一坪ずつ買ってもらう「一坪運動」を呼びかけ、国は滑走路に近接する誘導路の土地の一部が買収できず、「くの」の字に曲がることになり、自衛隊は憲法違反だと訴える裁判闘争が31年間にわたりたたかわれました。この土地は百里平和公園として整備され、毎年2月に「百里初午まつり」が開かれ、平和と基地のない日本をつくろうとアピールしています。

私たちが一坪地主運動で確立した旧日本海軍の射撃場跡の山は「9条の丘」と名付け、「自衛隊は憲法違反」の大きな看板が立てられ、「百衛隊明記」の改憲にノーをつきつけています。

法案は規制対象や範囲など法文上の限定がなく、政府のやりたい放題で国民の権利を侵害するなど、民主主義社会ではあってはならないことです。

戦争をするために個人の権利を侵害する法律は憲法9条と相いれません。絶対に許さないため、ひるまずたたかっていきたい。

2021年6月10日　しんぶん赤旗